

徳島県告示第四百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和二年六月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業者	
名称	所在地	名称	所在地
有限会社A U , S	徳島市昭和町八丁目九一番地六	あんしん福祉サービス徳島	徳島市昭和町八丁目九一番地六
サービスの種類		サービスの種類	
訪問介護		訪問介護	
取消年月日		取消年月日	
令和二年六月十九日		令和二年六月十九日	